

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 俸給の特別調整額と航空手当等との支給額の調整に関する規定の整備を行うこと。（第八条の三及び第

十二条関係）

二 落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当の支給割合をそれぞれ引き上げること。（第十二条関係）

三 特殊作戦隊員手当の支給割合の引上げ及び支給対象範囲の拡大を行うこと。（第十二条関係）

四 自衛官任用一時金の額を引き上げること。（第十九条の二関係）

五 各自衛隊サイバー専門部隊等において専門的な知識・技能をもって重要度及び困難度が高いサイバーセキュリティに従事する事務官等に対して、新たに俸給の調整額を支給すること。（別表第二関係）

六 特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当、対空警戒対処等手当及び分べん取扱手当の支給額又は支給対象範囲を改めるとともに、作戦環境等順応手当、救急医療業務手当、募集業務手当、特別補佐業務等手当、

航空機整備作業等手当及び野外訓練・演習従事手当を新設すること。（別表第五関係）

七 海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生の夏服の定数を改めること。（別表第九関係）

八 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用すること。（附則第一項関係）

九 作戦環境等順応手当の新設に伴い、所要の経過措置を設けること。（附則第二項関係）